

熊本市下水道施設臭気測定業務委託仕様書

- 1 業務名 熊本市下水道施設臭気測定業務委託
- 2 業務内容
悪臭防止法に基づく規制基準の遵守状況を確認するため、熊本市が所管する下水道施設（浄化センター5箇所）の敷地境界での悪臭物質の測定を行なうもの。
- 3 履行場所
熊本市西区蓮台寺5丁目7番2号外4箇所
- 4 履行期間
契約締結日 ～ 平成30年12月28日まで
- 5 測定地点、測定数量
悪臭物質の測定を行なう下水道施設、測定地点、測定数量は以下のとおり。

施設名称（所在地）	測定地点	測定数量
中部浄化センター （熊本市西区蓮台寺5丁目7番2号）	敷地境界（5地点）	5検体
東部浄化センター （熊本市東区秋津町秋田536番地）	敷地境界（12地点）	12検体
南部浄化センター （熊本市南区元三町4丁目1番1号）	敷地境界（7地点）	7検体
西部浄化センター （熊本市西区沖新町4944番地3）	敷地境界（5地点）	5検体
城南町浄化センター （熊本市南区城南町島田438番地）	敷地境界（4地点）	4検体
合計	敷地境界（33地点）	33検体

※測定地点の詳細は別紙

- 6 測定対象悪臭物質
測定対象悪臭物質は次の6物質とする。
（1）アンモニア （2）メチルメルカプタン （3）硫化水素
（4）硫化メチル （5）二硫化メチル （6）ノルマル酪酸

7 悪臭物質規制基準（熊本市）

悪臭物質	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル	ノルマル酪酸
濃度(ppm)	1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.006

8 測定方法

悪臭防止法、その他関係法令等に基づく方法によるものとし、敷地境界で測定を行う。また、測定時の気温、風向、風速も併せて測定すること。

9 測定日時

測定日時は委託者と協議を行い、雨の時を除く日に実施するものとする。

10 事前打合せ

受託者は、測定の実施に先立ち、測定方法等について委託者と協議を行うこと。

11 成果品

受託者は、悪臭物質の測定が完了した後、速やかに次の成果品を提出すること。作成にあたっては、事前に委託者と協議するものとする。

- (1) 業務写真（測定前、測定中の工程写真と試験器具の写真(各地点毎)）を1部
- (2) 測定結果報告書を3部（全施設一括2部、各施設毎1部）

12 提出書類

受託者は、次の各号に掲げる書類を提出すること。

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 着手届 | 1部（契約時） |
| (2) 完了届 | 1部（業務完了時） |
| (3) 業務写真 | 1部（業務完了時） |
| (4) 測定結果報告書 | 3部（業務完了時） |
| (5) 請求書 | 1部（業務完了時） |

13 その他

この仕様書に明記なき事項又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議して定めるものとする。